

所得割失格者減免の見直しに係る福祉施策への影響について

令和2年9月定例会に提案しておりました議第81号「京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、議案の重要性に鑑み、継続審議とされたところです。

当該議案については、総務消防委員会において審議されているところですが、福祉施策を所管する保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局において、議案審査とは別に、経過措置の検討に係る現時点の状況を御報告します。

記

1 所得割失格者減免及び少額所得者減免について

(1) 制度概要及び対象者

別紙1：所得割失格者減免の見直しの対象者

別紙2：少額所得者減免の見直しの対象者

(2) 他都市の状況

別紙3：本市と他の指定都市の個人市民税の減免の仕組みの比較について

(3) 制度改正の経過

別紙4：所得割失格者減免及び少額所得者減免に関する制度改正の経過等について

(4) その他

議第81号の概要は参考資料のとおり

2 見直しに伴う福祉施策の影響

別紙5：個人市民税の所得割失格者減免の見直しに伴う福祉施策の対応について

※ 10月20日 総務消防委員会資料から抜粋

3 経過措置の検討状況

(1) 検討会議の設置

別紙6：市税条例改正に伴う経過措置検討会議の設置について

(2) 減免適用者情報の抽出等について

別紙7：減免適用者情報の抽出及び福祉部局への提供方法並びに突合方法の検討

(3) 検討スケジュール

別紙8：市税条例改正に伴う経過措置の検討スケジュール

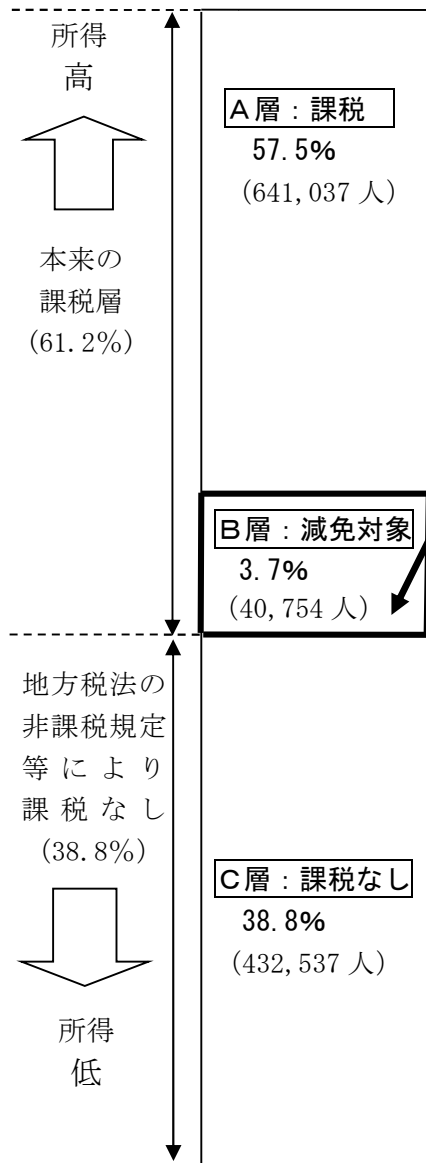
4 その他

別紙1から別紙4, 別紙6～別紙8及び参考資料は、11月9日開催の総務消防委員会における議案審査資料から引用

○所得割失格者減免の見直しの対象者

所得層のイメージ

何らかの収入（所得）を把握している者
1,114,328 人



B層：所得割失格者減免の対象

今回の見直し対象…本来、均等割のみ課税

1 所得割失格者減免に該当する主なケース

- ・ 非課税限度額以下のため所得割のみ非課税となっている場合
- ・ 所得控除の合計額が総所得金額等の合計額※を上回る場合

※ 総所得金額等の合計額は、合計所得金額から純損失、雑損失の繰越控除や、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除したもの

2 減免対象者の総所得金額等

- ・ 約 95%は総所得金額等 200 万円以下
- ・ 中央値（所得上位から 20,230 位）の総所得金額等は 659,112 円
（給与収入であれば 1,629 千円）
（年金収入（65 歳以上）であれば 1,859 千円）

3 減免を廃止した場合の影響額（市・府民税）

市・府民税均等割 5,600 円
（市民税均等割 3,500 円 府民税均等割 2,100 円）

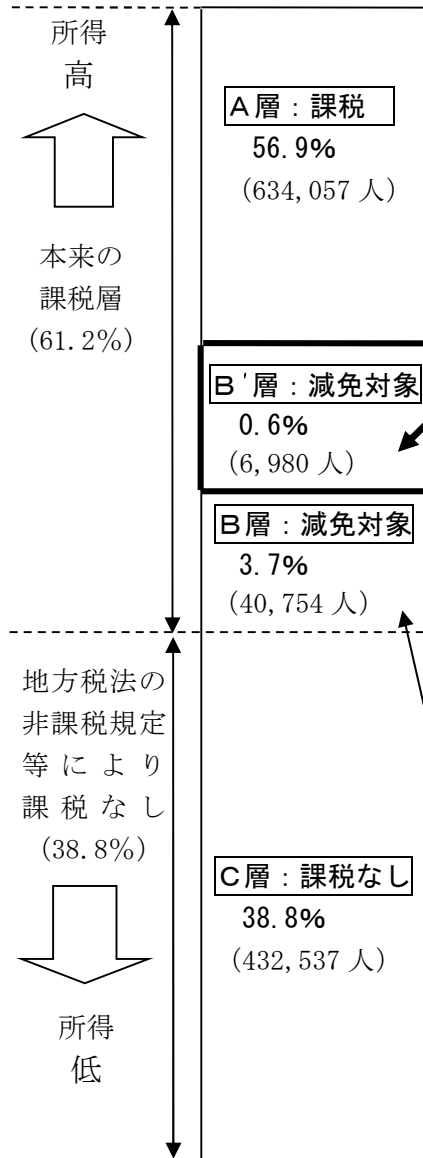
令和 2 年度当初課税データを分析した実数
（議案説明書は令和元年度の適用実績であるため数値が異なる。）

○少額所得者減免の見直しの対象者

所得層のイメージ

何らかの収入（所得）を把握している者

1,114,328 人



B'層：少額所得者減免の対象 今回の見直し対象

1 少額所得者減免に該当するケース

少額所得者減免の所得要件を満たす者のうち、同一生計配偶者や扶養親族を有する場合は、地方税法上の非課税に該当※することとなるため、同減免が適用されるのは、基本的に単身者（配偶者控除や扶養控除のない者）のみ。

※ 本人に繰越控除又は譲渡所得に係る特別控除がある場合を除く。

2 減免対象者の所得金額

35万円※～40万円※

（給与収入であれば、100～105万円）

（年金収入（65歳以上）であれば、155～160万円）

※ 所得金額35万円は合計所得金額、40万円は総所得金額等の合計額。（合計所得金額から純損失、雑損失の繰越控除や、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除したもの）

※ 令和2年度における額。令和3年度にそれぞれ10万円引上げとなる。

3 減免を廃止した場合の影響額（市・府民税）

市・府民税平均 2,289円増

市・府民税最大 4,300円増

B層：所得割失格者減免の対象

今回の見直し対象

令和2年度当初課税データを分析した実数
（議案説明書は令和元年度の適用実績であるため数値が異なる。）

○本市と他の指定都市の個人市民税の減免の仕組みの比較について (本市の減免措置に対応する軽減措置についての調査)

(令和2年調査結果取りまとめ)

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	京都市	
① 生活保護受給者減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 中国残留邦人等支援給付受給者減免			○		○	○	○			○	○		○								○
③ 所得割失格者減免																					○
④ 少額所得者減免					○	△ ※1					○										○
⑤ 納税義務承継者減免	○	○			○	○	○	○	○	○			○		○	○			○	○	○
⑥ 失業者減免	○	△ ※2			△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	○	○	△ ※2		△ ※2	△ ※2			△ ※2	△ ※2	○
⑦ 所得減少者減免		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者減免		○				○					○	○	○	○					○		○
⑧ 寡婦・寡夫減免											○	○	○	○							○
被爆者減免											○		○	○							○
⑨ 勤労学生減免	○	○	○	○	○	△ ※1	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
⑩ 被災者減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注 本市の減免措置に対応する他の指定都市の軽減措置について調査し、取りまとめたもの。各都市の軽減措置の規定は様々であり、原則として、条例、規則等の規定に基づき整理しているが、上表に印が付されていない場合であっても、他の軽減措置により減免等を受けられる場合があり得る。

※1 均等割を課税免除

※2 所得減少の事由の例として「失業」が含まれるもの。(ただし、失業者減免に印が付されていなくても、失業を原因として所得減少者減免に該当する場合はあり得る。)

○所得割失格者減免及び少額所得者減免に関する制度改正の経過等について

- | | |
|-----------|---|
| 昭和 25 年 | ○ 現在の形での個人市民税の制度開始 |
| 昭和 26 年 | ● <u>所得割失格者減免及び少額所得者減免の創設</u> |
| ≡ | |
| 昭和 51 年 | ○ 地方税法における非課税制度（均等割）の創設 |
| 昭和 56 年 | ○ 地方税法における非課税制度（所得割）の創設 |
| ≡ | |
| 平成 14 年 | ● <u>「京都市税制研究会中間報告書」からの提言</u> |
| 平成 19 年度～ | ○ 国から地方への税源移譲に伴い，市民税所得割税率が一律 6%へ |
| 平成 22 年 | ● <u>「京都市財政改革有識者会議」からの提言</u> |
| 平成 26 年 | ● <u>「平成 25 年度包括外部監査」からの意見</u> |
| 平成 26 年度～ | ○ 東日本大震災の復興財源として市・府民税均等割が各 500 円上乗せ
※ 令和 5 年度までの 10 年度間の時限措置 |
| 平成 28 年度～ | ○ 「京都府豊かな森を育てる府民税」として，府民税均等割が 600 円上乗せ
※ 令和 2 年度までの 5 年度間の時限措置 |
| 平成 30 年度～ | ○ 指定都市の市民税所得割税率が 6%から 8%へ |
| 令和 3 年度～ | ○ 基礎控除を 10 万円引き上げ，給与所得控除・公的年金等控除を同額引き下げ
○ ひとり親を追加 |
| 令和 6 年度～ | ○ 森林環境税の徴収開始（税率 1,000 円/年）
※ 個人住民税均等割の枠組を用いて併せて徴収 |

※ ●は市独自の取組

個人市民税の所得割失格者減免の見直しに伴う福祉施策の対応について

1 福祉施策への影響

令和2年度9月市会において条例改正を予定している個人市民税の所得割の納税義務がない者に均等割の免除をする制度（以下「所得割失格者減免」という。）については、今回見直し、令和6年度課税から廃止する。

これに伴い、福祉施策においては、次のような影響が生じる。

◇市民への影響（対象施策は別添のとおり）

- ・ 市民税非課税を要件としていた事業の対象から外れる（給付が受けられなくなる。）。
- ・ 階層区分が変わることにより、定額の利用料金や利用者負担額が上昇する。
- ・ 階層区分が変わることにより、自己負担上限額が上昇する。

◇本市財政への影響（税込及び福祉施策の財源）

現在、所得割失格者減免により、他都市と比較して、福祉施策において約13.2億円（国補助等10.7億円、一財2.5億円）の超過負担を行っている。



	税込	福祉施策に係る経費支出	財政効果
経過措置を講じない場合	1.6億円増 (減免廃止)	2.5億円減 (超過負担がなくなる)	+4.1億円
所得割減免を廃止し、全施策について経過措置を導入している間	1.6億円増 (減免廃止)	13.2億円増 (現在の一財2.5億円に加えて、超過負担について国等の財源が入らない)	▲11.6億円

※ 税込1.6億円増には少額所得者減免の廃止に伴うもの（0.2億円）を含む。

2 経過措置の基本的な考え方

急激な負担増を緩和するため、見直し時点で各福祉施策を利用している者のうちの所得割失格者減免対象者に対して、令和6年度以降、一定期間の経過措置を設ける。

具体的には、

- ・ 中長期にわたる継続的な利用が想定される施策を対象とする。
- ・ 事象が生じる都度の給付や利用を想定しているもの、影響が少額のもの是对象外とする。
- ・ 毎年度、所管部局が行財政局から所得割失格者減免の相当者の情報提供を受け、福祉施策の経過措置に係る判定を行う。経過措置の対象であった者が所得増加等で対象外となった場合は、当該年度以降は経過措置の対象外とする。

3 経過措置に伴う課題

(1) 経過措置期間の設定

経過措置の導入にあたっては、考え方や経過措置期間等は、福祉施策間で統一しておくことが望ましいが、福祉施策については、ライフステージにおける一定の期間のみに適用されるものと長期間にわたるものがあり、施策に応じて、経過措置期間の設定を検討していく必要がある。

例えば、原則、3年間の経過措置期間を設ける場合であっても、長期間にわたる施策では6年間といったより長期間を設定すること等が考えられる。

なお、全ての期間をカバーする経過措置の実施は、財政的に極めて困難である。

(2) 制度上、経過措置の設定が困難なもの

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険といった全国一律の保険制度については、保険制度の趣旨を踏まえると経過措置（独自減免）はなじまない。

(3) 事務処理経費増等

急激な負担増を緩和するにあたっては、各個人の負担額を段階的に上げていくことを検討していく必要があるが、段階的な緩和策を講じるといった複雑な経過措置とした場合、事務処理増加やシステム改修等により多額の経費を要することとなる。

4 今後の進め方

現状では、所得割失格者減免の対象外となる者については、推計（市民税非課税者×出現率）で算出しており、実際の影響や複数の制度等を利用する者の影響などが捕捉できていないため、今後、実際の所得割失格者減免対象者の情報の提供を受けて、実際の状況を確認しながら、速やかに施策ごとの経過措置を検討していく。

○ 所得割失格者減免の見直しにより影響を受ける事業一覧

・給付：市民税非課税を要件としていた事業の対象から外れる（給付が受けられなくなる）
 ・利用料金：階層区分が変わることにより、定額の利用料金や利用者負担額が上昇する
 ・上限設定：階層区分が変わることにより、自己負担の上限額が上昇する

番号	事業名	推計 影響人数 (人)	影響人数の 考え方	推計 影響額 (本人負担) (千円)	類型	1人当たりの影響（代表的なケース）
1	障害福祉サービス（入所）	135	実人数	69,145	上限設定	0円/月→37,200円/月
2	障害福祉サービス（居宅等）	431	実人数	52,898	上限設定	0円/月→9,300円/月
3	障害福祉サービス （移動支援、日中一時支援、地域活動支援 センター・デイ、訪問入浴サービス）	200	実人数 延べ人数（件数）	16,182	上限設定	0円/月→9,300円/月
4	補装具（障害）	163	延べ人数（件数）	999	上限設定	0円/月→6,100円/月
5	日常生活用具（障害）	1,445	延べ人数（件数）	1,656	上限設定	0円/月→1,100円/月
6	高額障害福祉サービス費	66	延べ人数（件数）	6,765	上限設定	0円/月→8,500円/月
7	在宅自立支援給付費（重複利用）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→18,600円/月
8	京都市ヘルパー特例派遣事業（障害）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→1,000円/月
9	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業 （障害）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→9,300円/月
10	障害者休日・夜間緊急対応支援事業	0	実人数	0	上限設定	0円/月→9,300円/月
11	やむを得ない事由による措置（障害）	4	実人数	152	上限設定	24,180円/月→24,900円/月
12	成年後見制度利用支援事業（障害）	0	実人数	0	給付	申立費用：114,440円→対象外 報酬費用：28,000円/月→対象外
13	更生医療	743	延べ人数（件数）	1,418	上限設定	1,000円/月→2,900円/月
14	精神通院医療	655	実人数	14,934	上限設定	1,000円/月→2,900円/月
15	障害者自立支援医療特別対策費	0	実人数	0	上限設定	0円/月→2,500円/月
16	特定医療費（難病）	348	実人数	20,880	上限設定	5,000円/月→10,000円/月
17	養護老人ホーム入所措置	6	実人数	324	利用料金	0円/月→4,500円/月
18	高齢者すまい・生活支援事業	1	実人数	18	利用料金	0円/年→18,000円/年
19	日常生活用具給付事業（高齢）	22	実人数	645	給付	支給額30,857円/年→対象外
20	介護予防安心住まい推進事業	0	実人数	0	給付	支給額120,000円/年→対象外
21	高齢者虐待シェルター確保事業	0	実人数	0	利用料金	1,390円/日→2,560円/日
22	老人医療費支給事業	368	実人数	112,776	上限設定	外来：8,000円/月→18,000円/月 入院：24,600円/月→57,600円/月
23	がん検診	120	延べ人数（件数）	132	利用料金	胃がん（バリウム）：0円/回→1,000円/回 胃がん（胃カメラ）：0円/回→3,000円/回
24	歯周疾患予防健診	2	実人数	1	利用料金	0円/回→500円/回
25	高齢者インフルエンザ予防接種	10,007	実人数	20,014	利用料金	0円/回→2,000円/回
26	高齢者肺炎球菌ワクチン接種	506	実人数	1,012	利用料金	2,000円/回→4,000円/回
27	国民健康保険 （高額医療費支給事業）	8,463	延べ人数（件数）	96,278	上限設定	70歳未満：35,400円/月→57,600円/月 70歳以上（外来）：8,000円/月→18,000円/月 70歳以上（入院）：24,600円/月→57,600円/月
28	国民健康保険 （入院時食事療養費）	1,796	実世帯数	21,792	利用料金	入院日数90日以内：210円/食→460円/食 入院日数90日超：160円/食→460円/食
29	国民健康保険 （高額医療・高額介護合算療養費）	18	実世帯数	4,530	上限設定	70歳未満：340,000円/年→600,000円/年 70歳以上：310,000円/年→560,000円/年
30	後期高齢者医療 （高額療養費）	9,540	延べ人数（件数）	223,740	上限設定	外来：8,000円/月→18,000円/月 入院：24,600円/月→57,600円/月
31	後期高齢者医療 （入院時食事療養費）	5,531	延べ人数（件数）	63,355	利用料金	入院日数90日以内：210円/食→460円/食 入院日数90日超：160円/食→460円/食
32	後期高齢者医療 （高額介護合算療養費）	472	延べ人数（件数）	9,501	上限設定	310,000円/年→560,000円/年
33	介護保険 （施設及び居宅サービス・補足給付）	1,259	実人数	360,762	利用料金	多床室：30,600円/月→53,070円/月 ユニット型個室：58,800円/月→101,940円/月
34	介護保険 （施設及び居宅サービス・高額介護サービス費）	769	実人数	143,214	上限設定	24,600円/月→44,400円/月

番号	事業名	推計 影響人数 (人)	影響人数の 考え方	推計 影響額 (本人負担) (千円)	類型	1人当たりの影響 (代表的なケース)
35	介護保険 (高額医療合算介護サービス費)	998	実人数	28,201	上限設定	70歳未満: 340,000円/年→600,000円/年 70歳以上: 310,000円/年→560,000円/年
36	介護保険 (家族介護用品支給事業)	287	実人数	17,220	給付	支給額60,000円/年→対象外
37	介護保険 (成年後見制度利用支援事業)	22	実人数	4,820	給付	申立費用: 114,440円→対象外 報酬費用: 28,000円/月→対象外
38	学童クラブ事業 (児童館, 学童保育所, 放課後ほっと広場)	96	実人数	1,509	利用料金	1,600円/月→3,000円/月
39	障害児入所給付費	0	実人数	0	上限設定	0円/月→3,000円/月
40	障害児通所給付費	32	実人数	192	上限設定	0円/月→700円/月
41	育成医療	2	実人数	18	上限設定	2,500円/月→5,000円/月
42	高校進学・修学支援金支給事業 (学用品購入等助成金)	127	実人数	6,222	給付	6,000円~144,000円/年→対象外
	高校進学・修学支援金支給事業 (入学支度金)	53	実人数	6,444	給付	国公立63,000円, 私立 (全日) 178,000円, 私立 (定時) 137,000円, 通信45,000円→対象外
43	児童福祉施設措置費(助産施設)	9	実人数	3,196	利用料金	80,800円→対象外
44	児童福祉施設措置費(助産施設以外)	187	延べ人数 (件数)	2,195	利用料金	0円/月→1,100円/月
45	子育て支援短期利用事業	52	延べ人数 (件数)	94	利用料金	1,100円/月→5,350円/月
46	ひとり親家庭等日常生活支援事業	0	実人数	0	利用料金	生活援助: 0円/時間→150円/時間 子育て支援: 0円/時間→70円/時間
47	高等職業訓練促進給付金等事業	3	実人数	1,062	給付	訓練促進費: 100,000円/月→70,500円/月 修了支援給付金: 50,000円→25,000円
48	産前産後ヘルパー派遣事業	0	実人数	0	利用料金	0円/時間→800円/時間
49	小児慢性特定疾病医療費助成	9	実人数	90	上限設定	2,500円/月→5,000円/月
50	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	0	実人数	0	利用料金	1,100円/月→2,250円/月
51	先天性代謝異常等検査採血指導料	11	実人数	39	利用料金	0円/回→3,500円/回
52	育児支援ヘルパー派遣事業	2	実人数	29	利用料金	0円/時間→800円/時間
53	スマイルママ・ホッと事業	1	延べ人数 (件数)	22	利用料金	産後ショートステイ: 600円/日→6,000円/日 産後デイケア: 300円/日→3,000円/日
54	利用者負担 (保育料)	68	実人数	2,510	利用料金	ひとり親世帯等: 0円/月→1,700円/月 その他: 0円/月→4,600円/月
55	時間外 (延長) 保育事業	297	延べ人数 (件数)	617	利用料金	ひとり親世帯等: 0円/月→2,500円/月 その他: 1,000円/月→2,500円/月
56	一時預かり事業 (一般型)	169	延べ人数 (件数)	199	利用料金	3歳未満: 800円/日→2,100円/日 3歳以上: 500円/日→1,200円/日
57	病児・病後児保育事業	17	延べ人数 (件数)	26	利用料金	所得税非課税: 0円/月→1,000円/月 その他世帯: 0円/月→2,000円/月
合 計		45,512		1,317,828		

※ 影響人数及び影響額 (本人負担) は令和元年度実績を基に出現率を用いて算出した推計値。

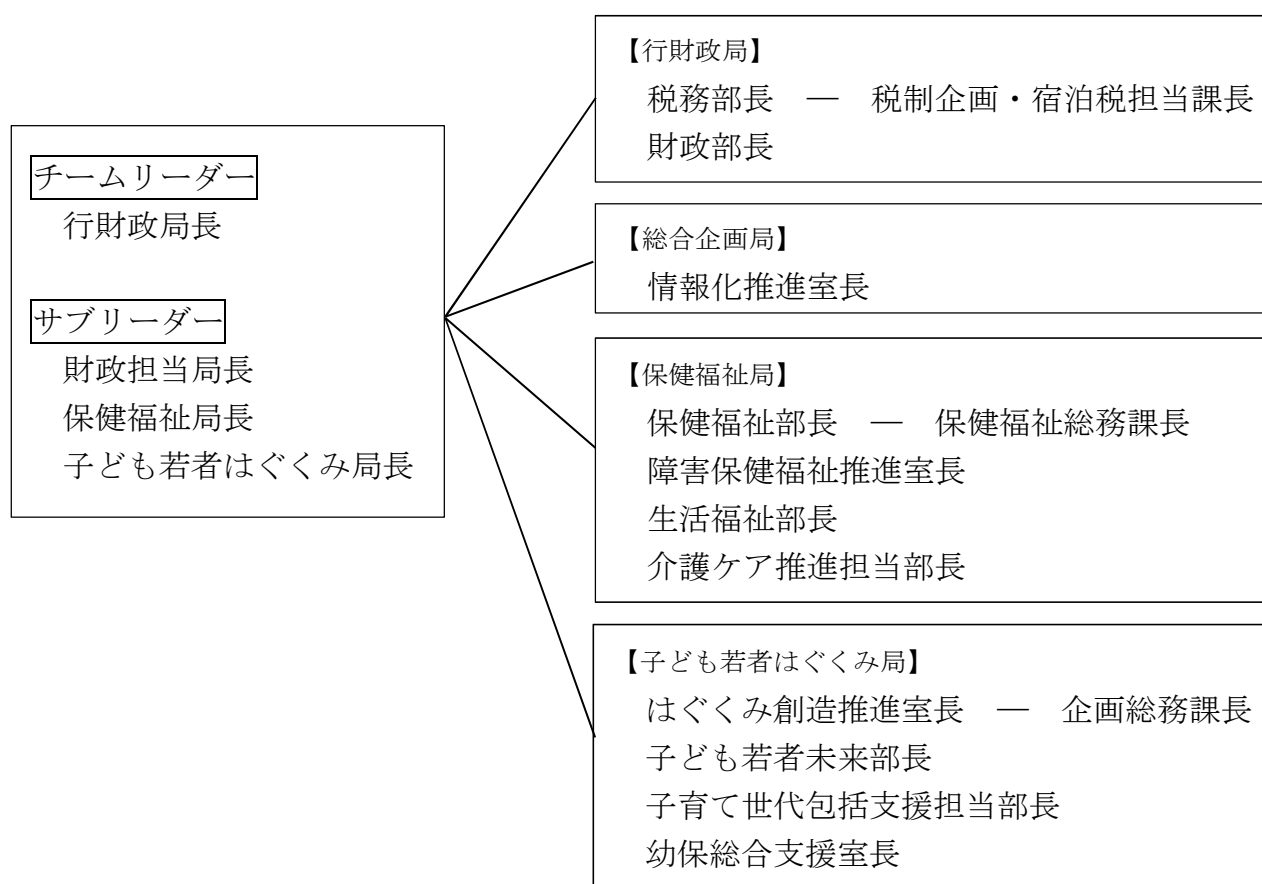
〇市税条例改正に伴う経過措置検討会議の設置について

1 目的

個人市民税の所得割失格者減免の廃止に伴う福祉施策への影響の把握及び経過措置の検討等を行う。福祉施策の経過措置の検討に当たっては、対象者一人一人の利用状況を世帯ごとに点検し、負担の増加と収入状況の関係について確認しつつ、経過措置のあり方について柔軟に検討していく。

2 構成員

行財政局長をチームリーダーとして、行財政局、保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局の3局を中心に、データの突合に係る知見等が必要なため、総合企画局も参画のうえ、各局の部・課長級職員で構成する。



※ 必要に応じてWGを設置

3 役割, 機能

<令和2年度～5年度>

「検討会議」において、所得割失格者減免の廃止に伴う福祉施策への影響の把握及び経過措置の具体的内容を検討する。

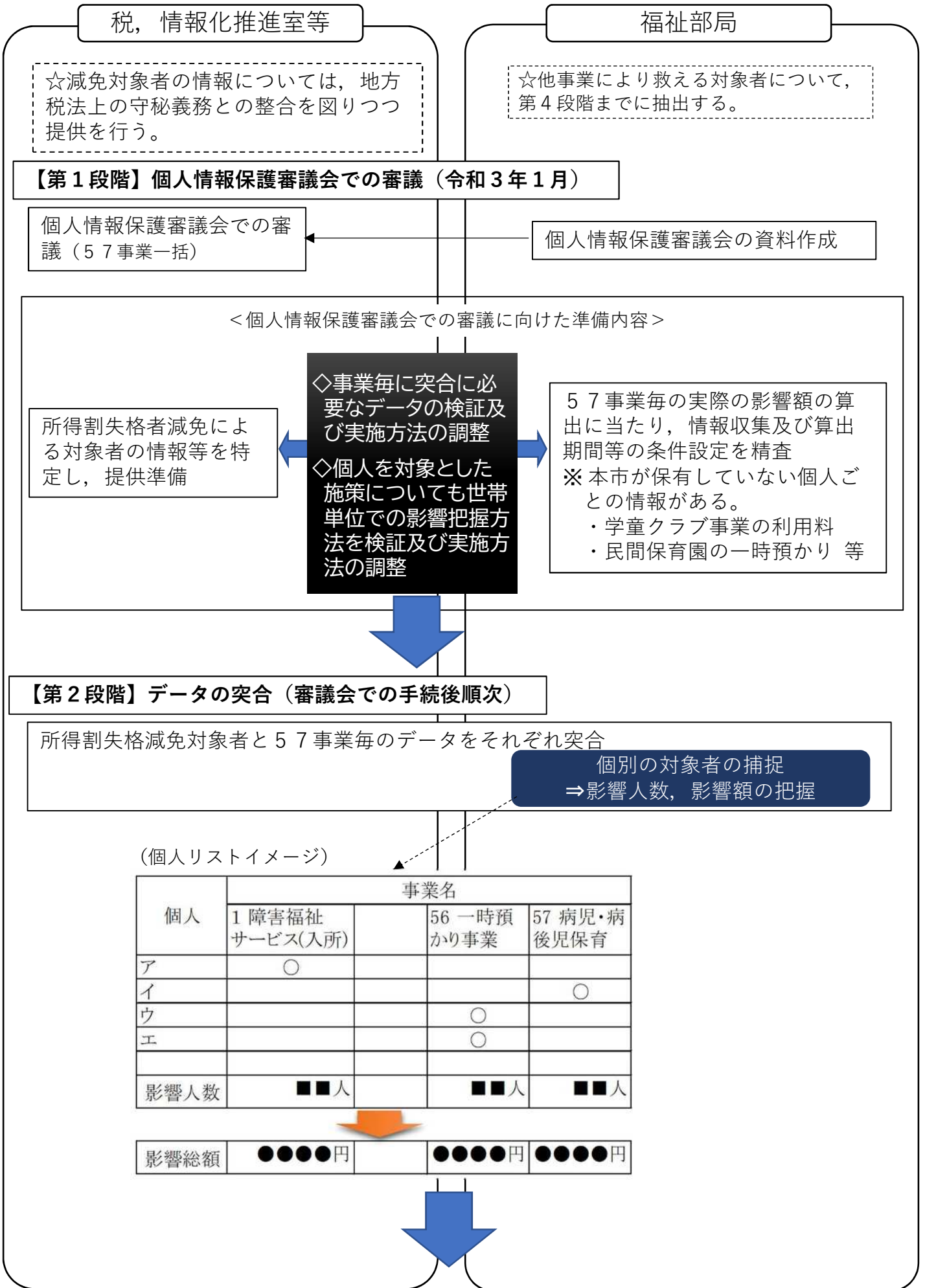
<令和6年度～経過措置終了まで>

「検証会議」において、福祉施策における経過措置の実施状況を把握するとともに、実施後の大規模な制度改正など、経過措置を取り巻く状況変化等を把握及び検証する。

4 市会への報告

福祉施策への影響に係る対応等について、「見える化」を図る観点から、必要に応じて随時、各常任委員会において検討状況を報告する。

減免適用者情報の抽出及び福祉部局への提供方法並びに突合方法の検討



税, 情報化推進室等

福祉部局

【第3段階】世帯単位の名寄せ（個別の対象者の捕捉後順次）

対象者毎に複数施策での影響額を合算のうえ、世帯単位で名寄せ

☆世帯単位の対象者リストの作成
及び影響額の算出

(世帯リストイメージ)

世帯	個人	事業名			対象事業
		1 障害福祉サービス(入所)	56 一時預かり事業	57 病児・病後児保育	
1	A(本人)	円			1
	B(妻)				
	C(子)		円	円	2
	D(子)		円		1
2 }					
対象者数		■■人	■■人	■■人	

世帯単位の 影響額	
円	●●●●
円	円
円	
円	

個別施策の影響額	△△△△千円			
----------	--------	--	--	--

【第4段階】経過措置の検討（令和3～4年度）

属性分析（給与所得，年金所得など）を事業ごとに行い，
経過措置を個別事業ごとに検討

- ・対象事業
- ・経過措置期間 など

経過措置内容の決定 → 経過措置対象者への通知

○市税条例改正に伴う経過措置の検討スケジュール

令和2年 10月29日	第1回検討会議	WG	<p>＜対象者の抽出＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免適用者の情報の抽出及び福祉部局への提供方法等の検討 ・減免対象者の情報利用方法（突合方法）等の検討 	<p>＜経過措置の検討等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業の分類の検討 ・スケジュール確認 ・通知文書の検討 ・WGの発足
11月9日	総務消防委員会 報告 (福祉同席)			
11月11日	教育福祉委員会 報告 (行財政同席)			
11月～ 12月	第2回検討会議		<ul style="list-style-type: none"> ・税情報提供に向けた諸整理 ・税情報を活用した突合・抽出作業方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免対象者への個別通知の検討
	第3回検討会議		<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算（減免対象者の情報の突合等） 	
令和3年 1月	個人情報保護審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・税データの提供，利用について審議 	
3月～4月	総務消防委員会 報告 (福祉同席) 教育福祉委員会 報告 (行財政同席)		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度課税データの提供 ・減免対象者の情報の分析開始 	
6月～ 7月	↓ 適宜，検討会議を開催 ↓ 適宜，各委員会へ報告		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度課税データの提供 ・減免対象者の情報の分析 ・減免見直しの影響の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・税情報の突合データを基にした経過措置のあり方の検討 ・減免対象者への個別通知
令和4年度			<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度課税データの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の内容の決定 ・減免対象者への個別通知
令和5年度			<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度課税データの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の対象者への通知 ・減免対象者への個別通知
令和6年度 ～			<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度課税データの提供（以降，経過措置終了までデータを提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の開始 ・経過措置後の実施状況を把握し検証

個人市民税の減免基準の改定について

1 控除の振替え措置を踏まえた改定

<令和3年度から>

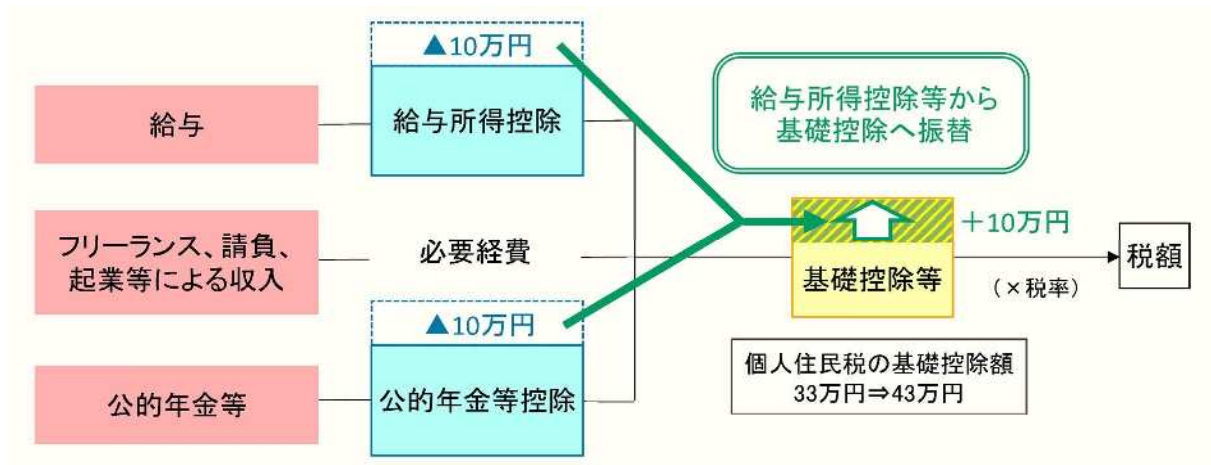
(1) 国の税制改正 (平成30年度税制改正, 令和3年1月1日施行)

- 様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、個人住民税について、基礎控除を10万円引き上げ、給与所得控除及び公的年金等控除を同額引き下げる税制改正(控除の振替え措置)がなされた。
- これにより、フリーランスや個人事業主等の事業所得者などは減税となる。

(2) 個人市民税の減免に係る減免範囲の拡大

- この税制改正に伴い、給与や年金の収入額が同じであっても令和3年度から所得額が10万円引き上がり、これまで減免対象となっていた方が対象外となる状態が生じる。このため、個人市民税の減免範囲を拡大(所得要件を10万円引き上げ)する。
- これにより、給与や年金所得者の実質的な減免対象者を維持しつつ、個人事業主など事業所得者における減免対象者を拡大する。(所得要件を国の通知に合わせている被災者に係る減免を除く。)

【参考】控除の振替え措置について



2 減免対象の追加

<令和3年度から>

(1) 国の税制改正 (令和2年度税制改正, 令和3年1月1日施行)

- 婚姻暦や性別にかかわらず、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、ひとり親の追加がなされ、非課税の対象者が拡大された。

(2) 個人市民税の減免対象の拡大

- この税制改正に伴い、令和3年度から寡婦及び寡夫に係る減免の対象を見直し、ひとり親を追加して減免の対象を拡大する。

3 減免措置の見直し

＜令和6年度から＞

- 所得割の納税義務がない者に対する減免（所得割失格者減免）及び総所得金額等の合計額が50万円*以下の者に対する減免（少額所得者減免）は、昭和26年に低所得者の税負担の軽減を図るため創設されたものである。

※ 上記1の改正後。扶養親族等による加算あり。

- 創設当初は、生活困窮者救済措置としての意義を有していたが、その後、**昭和51年に地方税法において非課税制度が創設**されたほか、所得割の課税最低限の度重なる引上げに伴い、**創設当初の意義は薄れている**。

- 現行の地方税の制度上、所得割が非課税となる場合でも一定の所得水準を超える場合には均等割だけを負担することとされている。

これは地域社会の会費を住民が広く負担するという趣旨によるものであるが、**本市の所得割失格者減免制度はこれら地方税制度の要請にそぐわない制度**となっている。

なお、第三者からの意見として、減免の見直しについては、これまで度々廃止等の提言等を受けている。

- ・ 平成14年 京都市税制研究会
- ・ 平成22年 京都市財政改革有識者会議
- ・ 平成26年 包括外部監査

- 他の政令指定都市を見ても、**所得割失格者減免と同様の減免を行っている市は他になく、少額所得者減免として何らかの減免を行っているのは3市のみ**である。

- **減免に係る所得要件の引上げや対象範囲を広げる改正については、令和3年度課税から適用する。所得割失格者減免及び少額所得者減免の廃止については、次の理由から、令和6年度課税から適用する。**

- ① 市民全体への周知期間をしっかりと確保するとともに、令和6年度までの間、当該減免によって全額免除等となっている対象者への個別周知を毎年度実施していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症に伴う現下の状況
- ③ 所得割失格者減免の見直しに伴う福祉施策への影響について、必要なものについて経過措置を講じるための制度設計や運用の詳細を検討（別紙参照）

4 関連事項

森林環境税（国税）の徴収が令和6年度から開始される。

- ① 森林環境税は、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みとして、個人市民税の均等割の枠組を用いられるとされている。

- ② 現時点で詳細は明らかではないが、個人市民税の均等割の課税においても、地方税制度の要請に沿った全国共通の対応が求められると想定される。

このような状況も踏まえ、令和6年度から制度を見直すものである。

【参考】個人市民税の減免措置及び見直しの概要

減免は、法律による全国一律の非課税措置に加え、市町村の条例に基づき、被災された場合や生活保護等の扶助を受ける場合など特別の事情がある場合に、個人市民税を減額又は免除する措置である。

本市では、下表の対象者で所得要件等を満たす者について、市長が必要と認める場合において減免を適用している。

対象	減免割合	所得要件	見直しの概要
① 生活保護受給者 (条例 35①一)	全部	なし	—
② 所得割失格者 (条例 35②三)	全部	所得割の納税義務がない者 ※ 配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除又は住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合には所得割の納税義務がある者を除く)	令和 6 年度に廃止
③ 少額所得者 (条例 35②四)	均等割 5 割 所得割 3 割	総所得金額等の合計額 ≤ 40 万 + 扶養親族等の数 × 30 万円※ ※ 扶養親族等が 1 人以上のとき、1 人目のみ 5 万円加算して 35 万円	令和 3 年度に所得要件を 10 万円引上げ (注 1) (40 万円 → 50 万円) た上で、 令和 6 年度に廃止
④ 納税義務承継者 (細則 4 の 4 三、通達)	全部 5 割	承継税額に係る総所得金額等の合計額 ≤ 200 万円 承継税額に係る総所得金額等の合計額 ≤ 400 万円	令和 3 年度に廃止
⑤ 中国残留邦人 (細則 4 の 4 四)	全部	なし	—
⑥ 失業者 (条例 35①二、細則 4 の 4 一)	全部 5 割	総所得金額等の合計額 ≤ 100 万 + 扶養親族等の数 × 30 万円 総所得金額等の合計額 ≤ 150 万 + 扶養親族等の数 × 30 万円	令和 3 年度に所得要件を 10 万円引上げ (注 1) (100 万円 → 110 万円) 令和 3 年度に所得要件を 10 万円引上げ (注 1) (150 万円 → 160 万円)
⑦ 所得減少者 (細則 4 の 4 二)	5 割 又は 3 割	総所得金額等の合計額 ≤ 150 万 + 扶養親族等の数 × 30 万円 ※ 減免割合は、当該年の仮算定した総所得金額等の合計額の所得減少率が 5 割以上のとき 5 割、3 割以上 5 割未満のとき 3 割	令和 3 年度に所得要件を 10 万円引上げ (注 1) (150 万円 → 160 万円)
⑧ 障害者、寡婦、寡夫、被爆者 (条例 35②一)	5 割	総所得金額等の合計額 ≤ 135 万 + 扶養親族等の数 × 30 万円	令和 3 年度に所得要件を 10 万円引上げ (注 1) (135 万円 → 145 万円) 対象をひとり親に拡大 (寡夫を廃止、ひとり親を追加) (注 2)
⑨ 勤労学生 (条例 35②二)	全部	所得税法第 2 条第 1 項第 32 号に規定する勤労学生 ※ 合計所得金額が 65 万円以下 (令和 3 年度課税分からは 75 万円以下) で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の者	—
⑩ 被災者 (条例 35①三、通達)	全部～ 1/8 割	総所得金額等の合計額 (退職所得を除く) ≤ 1,000 万円かつ損害区分が 3 割以上	—

(注 1) 平成 30 年度税制改正に伴うもの

(注 2) 令和 2 年度税制改正に伴うもの

個人市民税の所得割失格者減免の見直しに伴う福祉施策の対応について

1 福祉施策への影響

令和2年度9月市会において条例改正を予定している個人市民税の所得割の納税義務がない者に均等割の免除をする制度（以下「所得割失格者減免」という。）については、今回見直し、令和6年度課税から廃止する。

これに伴い、福祉施策においては、次のような影響が生じる。

◇市民への影響（対象施策は別添のとおり）

- ・ 市民税非課税を要件としていた事業の対象から外れる（給付が受けられなくなる。）。
- ・ 階層区分が変わることにより、定額の利用料金や利用者負担額が上昇する。
- ・ 階層区分が変わることにより、自己負担上限額が上昇する。

◇本市財政への影響（税込及び福祉施策の財源）

現在、所得割失格者減免により、他都市と比較して、福祉施策において約13.2億円（国補助等10.7億円、一財2.5億円）の超過負担を行っている。



	税込	福祉施策に係る経費支出	財政効果
経過措置を講じない場合	1.6億円増 (減免廃止)	2.5億円減 (超過負担がなくなる)	+4.1億円
所得割減免を廃止し、全施策について経過措置を導入している間	1.6億円増 (減免廃止)	13.2億円増 (現在の一財2.5億円に加えて、超過負担について国等の財源が入らない)	▲11.6億円

※ 税込1.6億円増には少額所得者減免の廃止に伴うもの（0.2億円）を含む。

2 経過措置の基本的な考え方

急激な負担増を緩和するため、見直し時点で各福祉施策を利用している者のうちの所得割失格者減免対象者に対して、令和6年度以降、一定期間の経過措置を設ける。

具体的には、

- ・ 中長期にわたる継続的な利用が想定される施策を対象とする。
- ・ 事象が生じる都度の給付や利用を想定しているもの、影響が少額のもの是对象外とする。
- ・ 毎年度、所管部局が行財政局から所得割失格者減免の相当者の情報提供を受け、福祉施策の経過措置に係る判定を行う。経過措置の対象であった者が所得増加等で対象外となった場合は、当該年度以降は経過措置の対象外とする。

3 経過措置に伴う課題

(1) 経過措置期間の設定

経過措置の導入にあたっては、考え方や経過措置期間等は、福祉施策間で統一しておくことが望ましいが、福祉施策については、ライフステージにおける一定の期間のみに適用されるものと長期間にわたるものがあり、施策に応じて、経過措置期間の設定を検討していく必要がある。

例えば、原則、3年間の経過措置期間を設ける場合であっても、長期間にわたる施策では6年間といったより長期間を設定すること等が考えられる。

なお、全ての期間をカバーする経過措置の実施は、財政的に極めて困難である。

(2) 制度上、経過措置の設定が困難なもの

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険といった全国一律の保険制度については、保険制度の趣旨を踏まえると経過措置（独自減免）はなじまない。

(3) 事務処理経費増等

急激な負担増を緩和するにあたっては、各個人の負担額を段階的に上げていくことを検討していく必要があるが、段階的な緩和策を講じるといった複雑な経過措置とした場合、事務処理増加やシステム改修等により多額の経費を要することとなる。

4 今後の進め方

現状では、所得割失格者減免の対象外となる者については、推計（市民税非課税者×出現率）で算出しており、実際の影響や複数の制度等を利用する者の影響などが捕捉できていないため、今後、実際の所得割失格者減免対象者の情報の提供を受けて、実際の状況を確認しながら、速やかに施策ごとの経過措置を検討していく。

○ 所得割失格者減免の見直しにより影響を受ける事業一覧

・給付：市民税非課税を要件としていた事業の対象から外れる（給付が受けられなくなる）
 ・利用料金：階層区分が変わることにより、定額の利用料金や利用者負担額が上昇する
 ・上限設定：階層区分が変わることにより、自己負担の上限額が上昇する

番号	事業名	推計 影響人数 (人)	影響人数の 考え方	推計 影響額 (本人負担) (千円)	類型	1人当たりの影響（代表的なケース）
1	障害福祉サービス（入所）	135	実人数	69,145	上限設定	0円/月→37,200円/月
2	障害福祉サービス（居宅等）	431	実人数	52,898	上限設定	0円/月→9,300円/月
3	障害福祉サービス （移動支援、日中一時支援、地域活動支援 センター・デイ、訪問入浴サービス）	200	実人数 延べ人数（件数）	16,182	上限設定	0円/月→9,300円/月
4	補装具（障害）	163	延べ人数（件数）	999	上限設定	0円/月→6,100円/月
5	日常生活用具（障害）	1,445	延べ人数（件数）	1,656	上限設定	0円/月→1,100円/月
6	高額障害福祉サービス費	66	延べ人数（件数）	6,765	上限設定	0円/月→8,500円/月
7	在宅自立支援給付費（重複利用）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→18,600円/月
8	京都市ヘルパー特例派遣事業（障害）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→1,000円/月
9	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業 （障害）	0	実人数	0	上限設定	0円/月→9,300円/月
10	障害者休日・夜間緊急対応支援事業	0	実人数	0	上限設定	0円/月→9,300円/月
11	やむを得ない事由による措置（障害）	4	実人数	152	上限設定	24,180円/月→24,900円/月
12	成年後見制度利用支援事業（障害）	0	実人数	0	給付	申立費用：114,440円→対象外 報酬費用：28,000円/月→対象外
13	更生医療	743	延べ人数（件数）	1,418	上限設定	1,000円/月→2,900円/月
14	精神通院医療	655	実人数	14,934	上限設定	1,000円/月→2,900円/月
15	障害者自立支援医療特別対策費	0	実人数	0	上限設定	0円/月→2,500円/月
16	特定医療費（難病）	348	実人数	20,880	上限設定	5,000円/月→10,000円/月
17	養護老人ホーム入所措置	6	実人数	324	利用料金	0円/月→4,500円/月
18	高齢者すまい・生活支援事業	1	実人数	18	利用料金	0円/年→18,000円/年
19	日常生活用具給付事業（高齢）	22	実人数	645	給付	支給額30,857円/年→対象外
20	介護予防安心住まい推進事業	0	実人数	0	給付	支給額120,000円/年→対象外
21	高齢者虐待シェルター確保事業	0	実人数	0	利用料金	1,390円/日→2,560円/日
22	老人医療費支給事業	368	実人数	112,776	上限設定	外来：8,000円/月→18,000円/月 入院：24,600円/月→57,600円/月
23	がん検診	120	延べ人数（件数）	132	利用料金	胃がん（バリウム）：0円/回→1,000円/回 胃がん（胃カメラ）：0円/回→3,000円/回
24	歯周疾患予防健診	2	実人数	1	利用料金	0円/回→500円/回
25	高齢者インフルエンザ予防接種	10,007	実人数	20,014	利用料金	0円/回→2,000円/回
26	高齢者肺炎球菌ワクチン接種	506	実人数	1,012	利用料金	2,000円/回→4,000円/回
27	国民健康保険 （高額医療費支給事業）	8,463	延べ人数（件数）	96,278	上限設定	70歳未満：35,400円/月→57,600円/月 70歳以上（外来）：8,000円/月→18,000円/月 70歳以上（入院）：24,600円/月→57,600円/月
28	国民健康保険 （入院時食事療養費）	1,796	実世帯数	21,792	利用料金	入院日数90日以内：210円/食→460円/食 入院日数90日超：160円/食→460円/食
29	国民健康保険 （高額医療・高額介護合算療養費）	18	実世帯数	4,530	上限設定	70歳未満：340,000円/年→600,000円/年 70歳以上：310,000円/年→560,000円/年
30	後期高齢者医療 （高額療養費）	9,540	延べ人数（件数）	223,740	上限設定	外来：8,000円/月→18,000円/月 入院：24,600円/月→57,600円/月
31	後期高齢者医療 （入院時食事療養費）	5,531	延べ人数（件数）	63,355	利用料金	入院日数90日以内：210円/食→460円/食 入院日数90日超：160円/食→460円/食
32	後期高齢者医療 （高額介護合算療養費）	472	延べ人数（件数）	9,501	上限設定	310,000円/年→560,000円/年
33	介護保険 （施設及び居宅サービス・補足給付）	1,259	実人数	360,762	利用料金	多床室：30,600円/月→53,070円/月 ユニット型個室：58,800円/月→101,940円/月
34	介護保険 （施設及び居宅サービス・高額介護サービス費）	769	実人数	143,214	上限設定	24,600円/月→44,400円/月

番号	事業名	推計 影響人数 (人)	影響人数の 考え方	推計 影響額 (本人負担) (千円)	類型	1人当たりの影響（代表的なケース）
35	介護保険 (高額医療合算介護サービス費)	998	実人数	28,201	上限設定	70歳未満：340,000円/年→600,000円/年 70歳以上：310,000円/年→560,000円/年
36	介護保険 (家族介護用品支給事業)	287	実人数	17,220	給付	支給額60,000円/年→対象外
37	介護保険 (成年後見制度利用支援事業)	22	実人数	4,820	給付	申立費用：114,440円→対象外 報酬費用：28,000円/月→対象外
38	学童クラブ事業（児童館，学童保育所，放課後ほっと広場）	96	実人数	1,509	利用料金	1,600円/月→3,000円/月
39	障害児入所給付費	0	実人数	0	上限設定	0円/月→3,000円/月
40	障害児通所給付費	32	実人数	192	上限設定	0円/月→700円/月
41	育成医療	2	実人数	18	上限設定	2,500円/月→5,000円/月
42	高校進学・修学支援金支給事業 (学用品購入等助成金)	127	実人数	6,222	給付	6,000円～144,000円/年→対象外
	高校進学・修学支援金支給事業 (入学支度金)	53	実人数	6,444	給付	国公立63,000円，私立（全日）178,000円， 私立（定時）137,000円，通信45,000円→対象外
43	児童福祉施設措置費(助産施設)	9	実人数	3,196	利用料金	80,800円→対象外
44	児童福祉施設措置費(助産施設以外)	187	延べ人数（件数）	2,195	利用料金	0円/月→1,100円/月
45	子育て支援短期利用事業	52	延べ人数（件数）	94	利用料金	1,100円/月→5,350円/月
46	ひとり親家庭等日常生活支援事業	0	実人数	0	利用料金	生活援助：0円/時間→150円/時間 子育て支援：0円/時間→70円/時間
47	高等職業訓練促進給付金等事業	3	実人数	1,062	給付	訓練促進費：100,000円/月→70,500円/月 修了支援給付金：50,000円→25,000円
48	産前産後ヘルパー派遣事業	0	実人数	0	利用料金	0円/時間→800円/時間
49	小児慢性特定疾病医療費助成	9	実人数	90	上限設定	2,500円/月→5,000円/月
50	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	0	実人数	0	利用料金	1,100円/月→2,250円/月
51	先天性代謝異常等検査採血指導料	11	実人数	39	利用料金	0円/回→3,500円/回
52	育児支援ヘルパー派遣事業	2	実人数	29	利用料金	0円/時間→800円/時間
53	スマイルママ・ホッと事業	1	延べ人数（件数）	22	利用料金	産後ショートステイ：600円/日→6,000円/日 産後デイケア：300円/日→3,000円/日
54	利用者負担（保育料）	68	実人数	2,510	利用料金	ひとり親世帯等：0円/月→1,700円/月 その他：0円/月→4,600円/月
55	時間外（延長）保育事業	297	延べ人数（件数）	617	利用料金	ひとり親世帯等：0円/月→2,500円/月 その他：1,000円/月→2,500円/月
56	一時預かり事業（一般型）	169	延べ人数（件数）	199	利用料金	3歳未満：800円/日→2,100円/日 3歳以上：500円/日→1,200円/日
57	病児・病後児保育事業	17	延べ人数（件数）	26	利用料金	所得税非課税：0円/月→1,000円/月 その他世帯：0円/月→2,000円/月
合 計		45,512		1,317,828		

※ 影響人数及び影響額（本人負担）は令和元年度実績を基に出現率を用いて算出した推計値。